

(案)

介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業) について

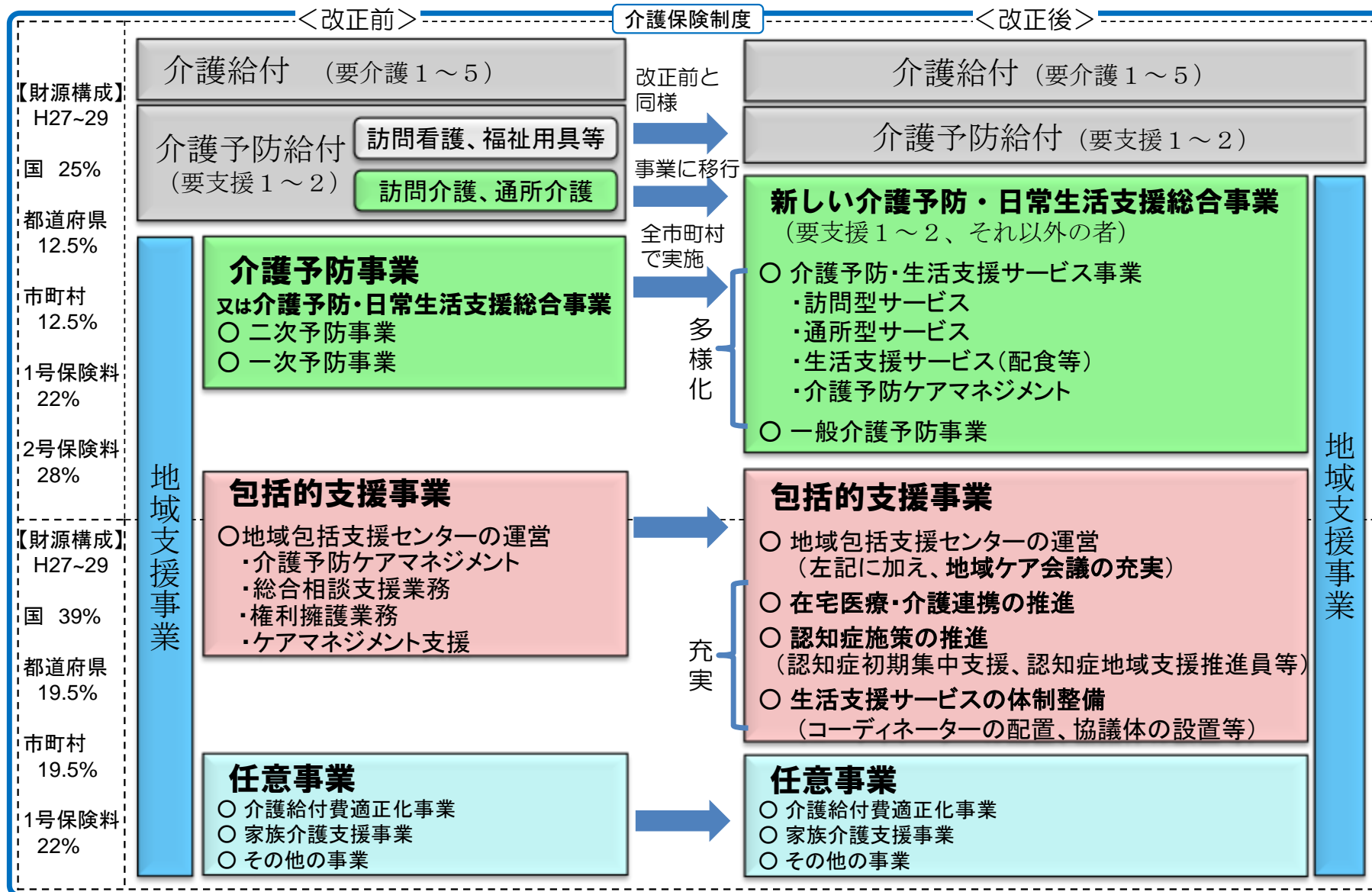
平成28年〇月

堺市健康福祉局 長寿社会部 高齢施策推進課

1-1. 新しい総合事業の概要

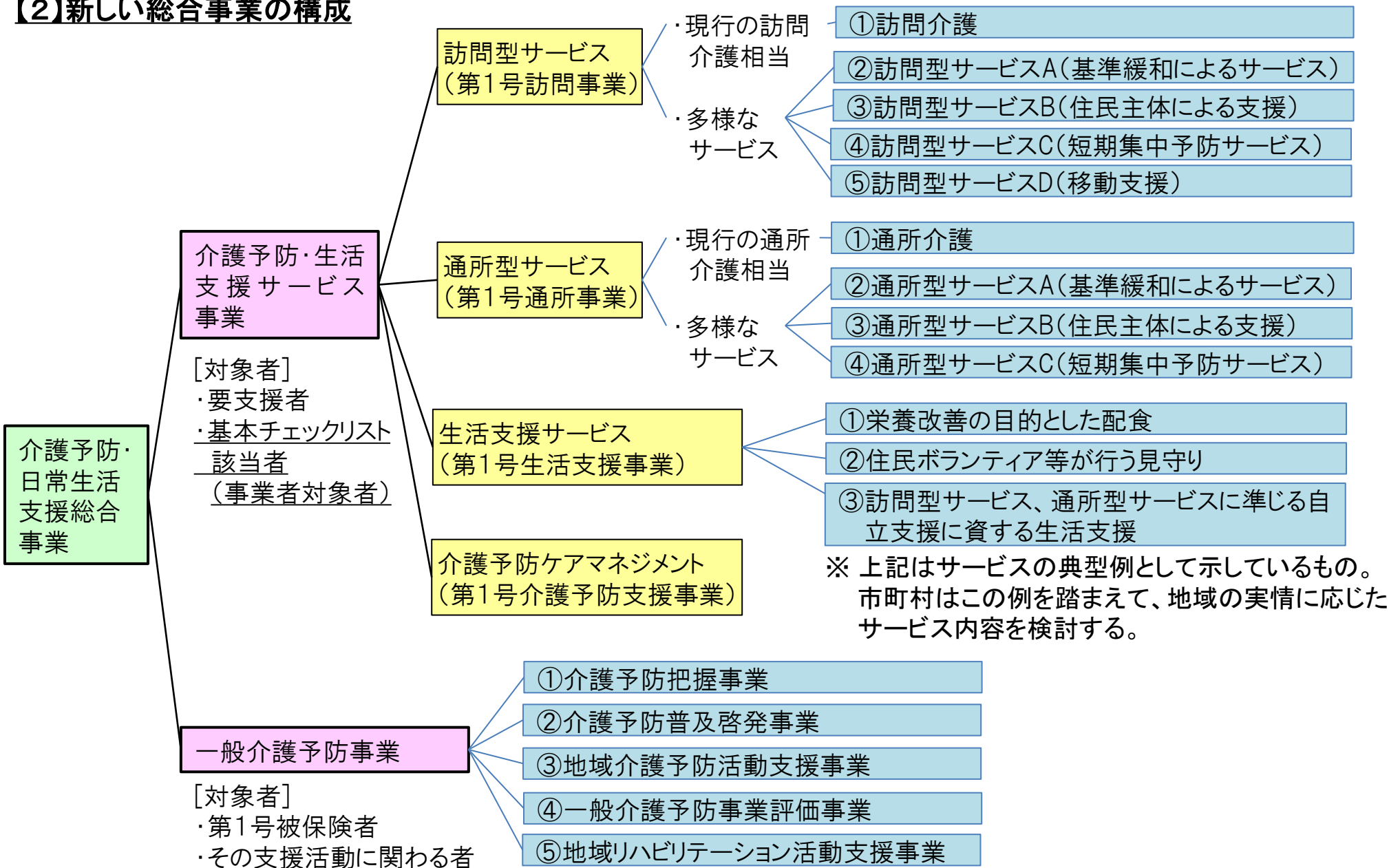
【1】主な変更点

- ▶ 要支援者の「訪問介護」「通所介護」が新しい総合事業へ移行
- ▶ 基本チェックリスト該当者による新しい総合事業の利用



1-2. 新しい総合事業の概要

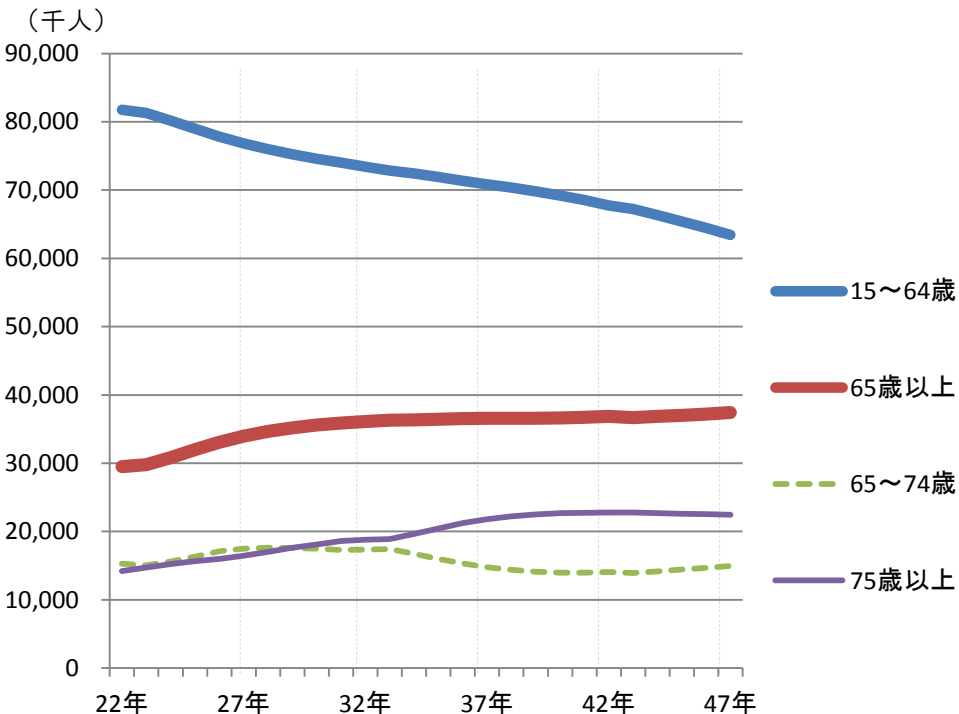
【2】新しい総合事業の構成



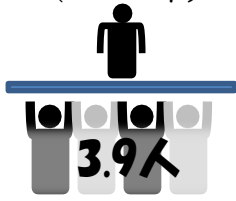
2-1. 事業導入の背景

▶ 少子高齢化

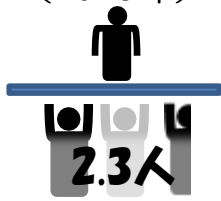
＜生産年齢人口（15～64歳）の減少と高齢者の増加＞



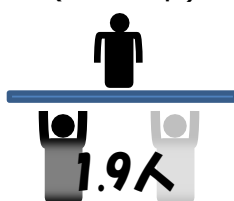
平成12年
(2000年)



平成27年
(2015年)



平成37年
(2025年)



(65歳以上1人に対する、15～64歳の人口)

資料:総務省「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口(平成24年1月推計)」

▶ 堺市の高齢者人口と介護保険の推移

高齢化率と75歳以上割合

高齢化率(75歳以上割合)

平成27年: **26.3%** (44%)

平成32年: **27.7%** (52%)

平成37年: **27.5%** (62%)

平成27～37年にかけて

75歳以上人口は...

1.5倍 45,000人増

要介護等認定者が...

1.4倍 18,000人増

介護保険にかかる負担

【堺市介護保険給付費】

平成27年度(推計)

約650億円

平成37年度(推計)

約1,000億円

【堺市介護保険料(基準額)】

平成27年度

約6,128円

平成37年度(推計)

約9,500円

高齢者は増加していくが...

高齢者の8割は、元気高齢者

(前期高齢者の9割は、元気高齢者)

※平成25年度堺市高齢者実態調査

2-2. 事業導入の背景

▶介護人材不足

介護人材の不足

2025年大阪府では約34,000人不足すると推計され、堺市では約3,200人不足する見込み（人口割計算）

中重度者の支援強化

住み慣れた地域での暮らしを継続するため、ヘルパーはより専門性の高い「身体介護」に重点化

▶高齢者のニーズ

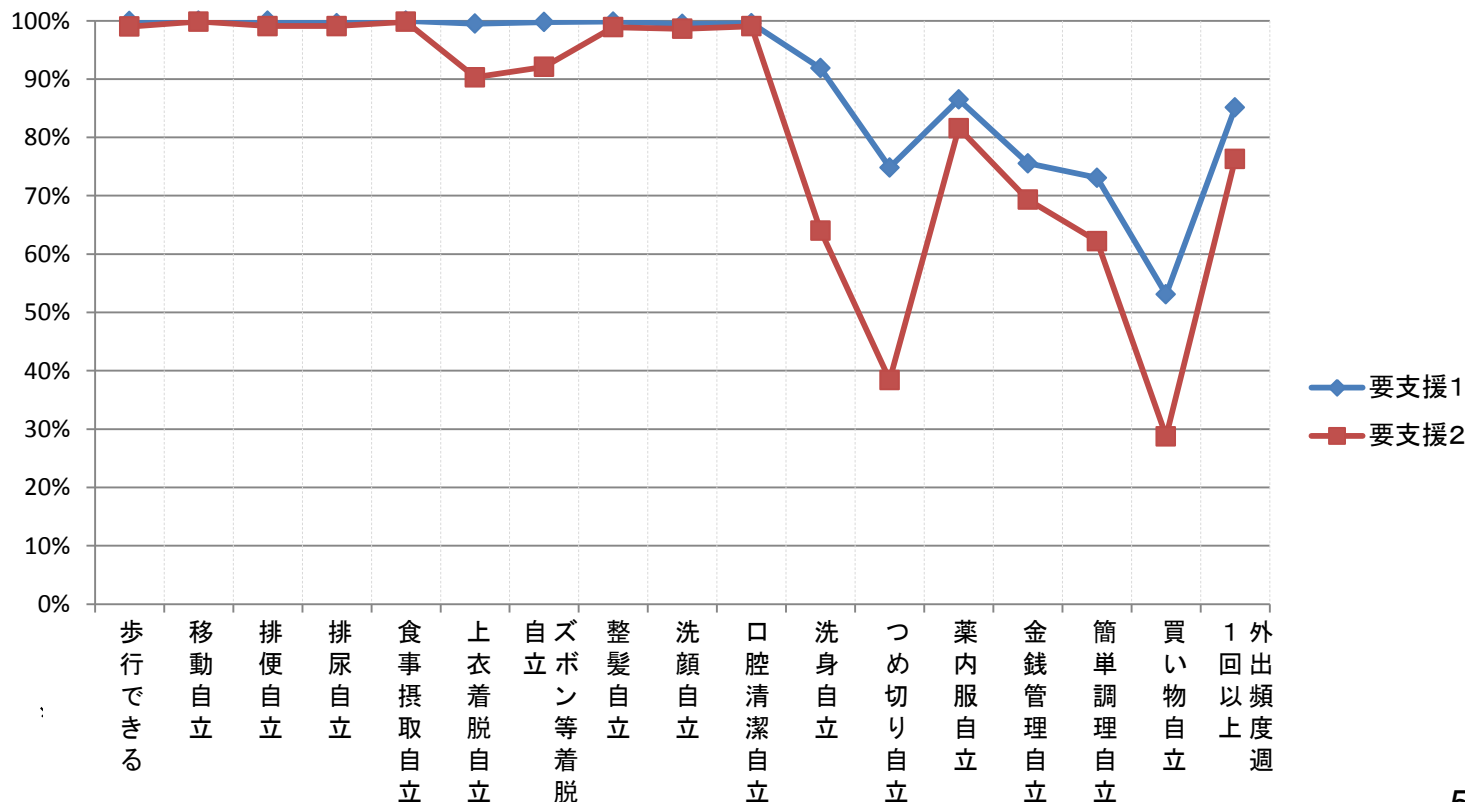
生活支援ニーズの増加

単身高齢者や高齢者のみ世帯が増加するにともない、掃除や買い物等の日常生活に関わる支援のニーズが増加

要支援者サービス内容

要支援者の訪問介護サービスの利用内容の約9割は、掃除や買い物等の生活支援 ※平成26年度調査

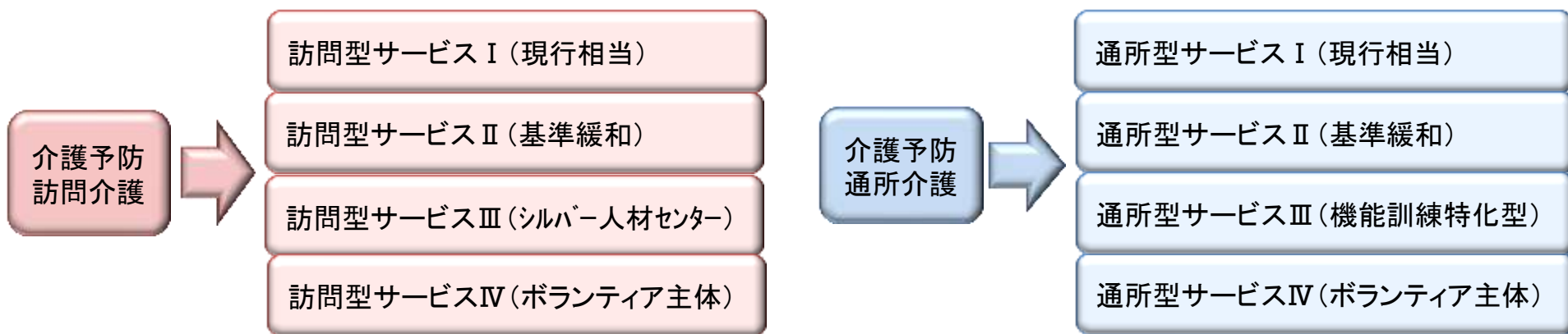
＜要支援1・2認定調査結果＞（平成27年10月時点）



3-1. 事業導入の目的・方針

【1】多様なサービスの整備

高齢者の様々な状態・ニーズに応じたサービスを提供できるよう、現行の介護予防訪問介護と同じ基準のサービスを実施したうえで、基準を緩和した多様なサービスを整備します。



【2】生活支援の担い手の転換

要支援者等への訪問型サービスは、多様なサービスを整備することにより、介護人材のすそ野を広げ、ヘルパーから新たな担い手への転換を目指します。

また、高齢者が新たな担い手になることで、高齢者の社会参加による介護予防、地域の体制づくりを目指します。

【3】自立支援(介護予防)の促進

高齢者が住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、ケアマネジメントの見直し、通所型サービスの機能訓練の充実等により、自立に向けた支援を行います。

3-2. 事業導入の目的・方針

【4】効率化・簡素化

▶基本チェックリスト

基本チェックリストの導入により、要介護・要支援認定申請を経ず、迅速なサービス利用が可能となります。（訪問型サービス・通所型サービスに限ります。）

また、すでに認定を受けている方でもサービスの利用状況によっては、認定の更新を行わず基本チェックリストにより、同じサービスを継続して利用できます。

※「認定申請」か「基本チェックリスト」かは、本人や家族等の希望により選択できます。

▶事務の簡素化

基準緩和サービスについては、事業所の事務の簡素化を行います。

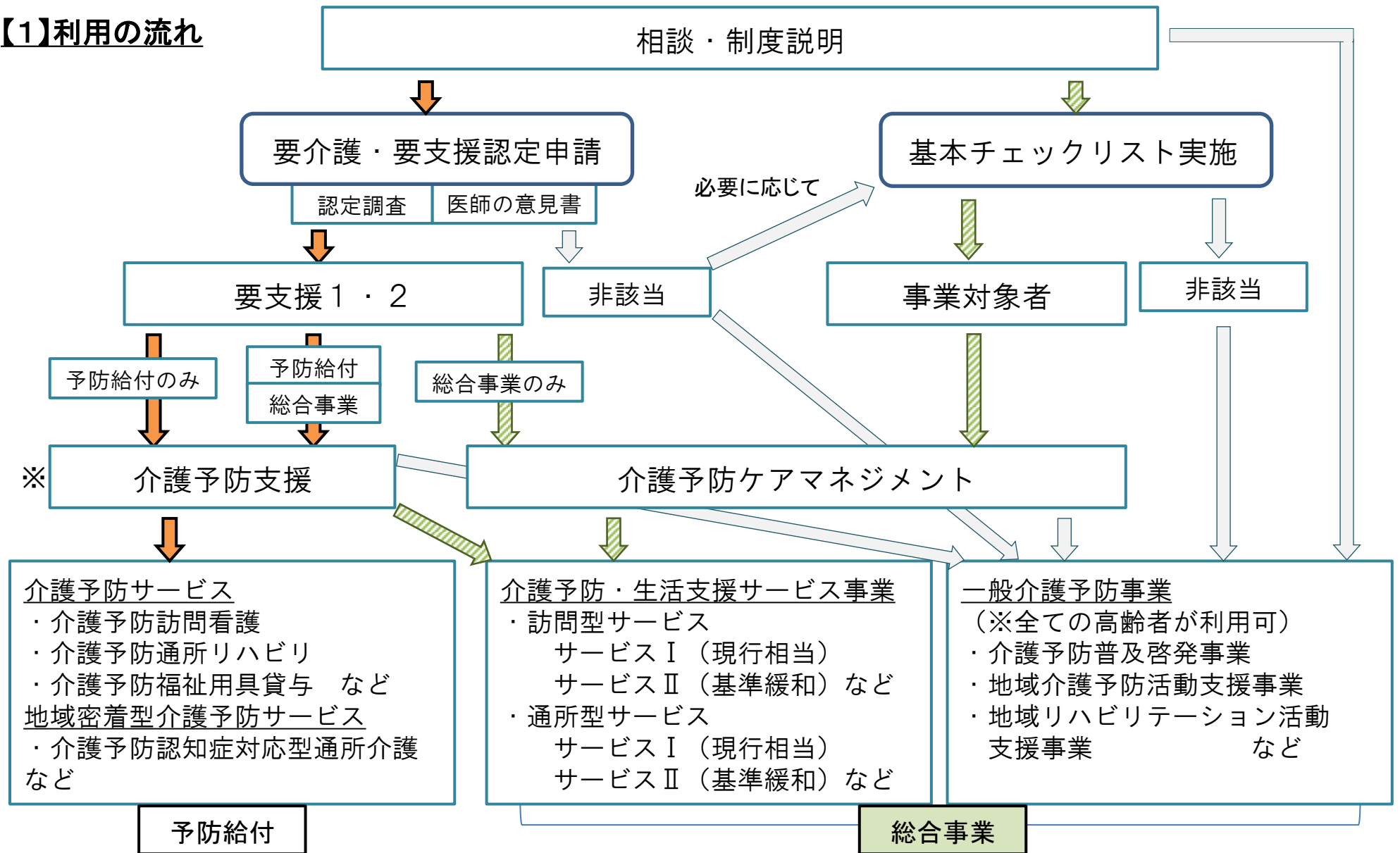
▶要介護認定に係る有効期間の延長

新しい総合事業の導入により、有効期間を最長24か月とすることができます。（下記参照）

申請区分等		現行		改正後	
		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請		6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月
区分変更申請		6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月
更新申請	前回要支援→今回要支援	12か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	前回要支援→今回要介護	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	前回要介護→今回要支援	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	前回要介護→今回要介護	12か月	3か月～24か月	12か月	3か月～24か月

4-1. 利用の流れと対象者

【1】利用の流れ



※予防給付を利用する場合は、現行の介護予防支援を行います。総合事業の介護予防ケアマネジメントと内容は同じです。居宅介護支援事業所にとっては、請求の際のコードが異なるのみです。

4-2. 利用の流れと対象者

【2】対象者

▶要支援者

＜利用限度額＞ 要支援 1 : 5,003単位 要支援 2 : 10,473単位

- ・平成29年4月1日時点の要支援者（要支援者は総合事業に一斉に切り替える）
 - ・平成29年4月1日以降に、新たにサービスを利用する要支援者
- ※平成29年4月1日以降に予防訪問介護・予防通所介護の予防給付は行いません。

認定更新等により要支援認定を受けた方から総合事業に移行していく方法もありますが、次の理由により、堺市では一斉に移行します。

- 堺市では現行相当サービスを行うため、利用者に影響がない。
- 訪問・通所事業所は「予防給付・総合事業のいずれの利用者」かの確認が不要となる。
- 訪問・通所事業所の請求間違いを防ぐ。（予防給付と総合事業はサービスコードが異なる）

▶事業対象者

＜利用限度額＞ 事業対象者 : 5,003単位

- ・平成29年4月1日以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方
- 基本チェックリストにより総合事業を利用できる方は、1号被保険者（65歳以上の方）です。2号被保険者（40～64歳の方）が総合事業を利用するには、要支援認定を受ける必要があります。

※要支援者であっても、基本チェックリストを実施しないと総合事業を利用できないと思われる方がおられますが、要支援者であれば総合事業を利用できます。

4-3. 利用の流れと対象者

【3】基本チェックリスト

基本チェックリストは、地域包括支援センター（21か所）が実施することを基本とし、次の取り扱いとします。

- ① 原則、本人が地域包括支援センターの窓口に出向いて対面で行います。
- ② ①が難しい場合、訪問・電話や家族からの相談に基づき、本人状況を確認します。
- ③ 要介護・要支援の認定者は、居宅介護支援事業所からの代行による基本チェックリストの提出を可能とします。
- ④ 本人が区役所に来所した場合、基幹型包括支援センターで行います。

※ 基本チェックリストによる事業対象者の有効期間はありますが、ケアマネジメントの際に行う基本チェックリストで事業対象者であるか再度確認します。

介護保険被保険者証には

- ・ 事業対象者である旨
- ・ 基本チェックリスト実施日
- ・ 地域包括支援センター名が記載されます。

介護保険被保険者証		事業対象者		給付制限	
番号		認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成〇年〇月〇日	開始年月日	年月日
住所		認定の有効期間	年月日～年月日	終了年月日	年月日
氏名		居宅サービス等	区分支給限度基準額	開始年月日	年月日
			1月当たり	年月日～年月日	終了年月日
生年月日	年月日 性別	サービスの種類	種類支給限度基準額	開始年月日	年月日
交付年月日	年月日	(うち種類支給限度基準額)		終了年月日	年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	271403 大阪府堺市堺区南瓦町4番1号 堺市 (問い合わせ窓口は裏面参照)	認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	〇地域包括支援センター 届出年月日 年月日
				届出年月日	年月日
				種類	入所等 年月日 年月日
				名称	施設等 年月日 年月日
				種類	入所等 年月日 年月日
				名称	通所等 年月日 年月日

5-1. 訪問型サービス

※各サービスの併用不可

		訪問型サービスⅠ (現行相当)	訪問型サービスⅡ (基準緩和)	訪問型サービスⅢ (シルバー人材センター)	訪問型サービスⅣ (ボランティア主体)
サービス内容		身体介護・生活援助	生活援助	シルバー人材センターによる生活援助	ボランティア等による生活援助
対象者		要支援者、事業対象者			要支援者、事業対象者
人員等	管理者	常勤・専従1以上	専従1以上	1以上	1以上(介護・福祉・医療の有資格者、一定の研修受講者)
	従事者	常勤換算2.5以上 資格要件: ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者	必要数(定期訪問が可能な体制) 資格要件: ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・一定の研修受講者	必要数(定期訪問が可能な体制) 資格要件: ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・一定の研修受講者	必要数(定期訪問が可能な体制) 資格要件: ・団体内で研修を実施すること
	サービス提供責任者	資格要件: ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・3年以上介護等に従事した初任者研修等修了者	資格要件: ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・一定の研修受講者	資格要件: ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・一定の研修受講者	—
運 営		・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・従業者の健康状態の管理 ・秘密保持、事故発生時の対応など	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従業者の健康状態の管理 ・秘密保持、事故発生時の対応など	・会員の健康状態の管理 ・秘密保持、事故発生時の対応など	・従業者の健康状態の管理 ・秘密保持、事故発生時の対応など
サービス提供者		予防訪問介護の指定事業者	本サービスの指定事業者	堺市シルバー人材センター	本サービスに認定された団体
報 酬		予防訪問介護と同じ	現行相当の75%	1回〇〇円	1月定額の助成
利用者負担		介護給付と同じ(所得に応じ、1割または2割)		1回〇〇円	提供者が定めた額
限度額管理		あり			—
請求・支払		国保連経由で審査・支払		市で審査・支払	市で審査・支払

5-2. 訪問型サービス

【1】訪問型サービスⅠ（現行相当）

- ▶指定基準・サービス内容等は、現行の介護予防訪問介護と同一です。
- ▶老計10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」のサービスです。
- ▶平成29年4月サービス提供分から、国保連に請求するサービスコードが変更となります。（61→A2）

【サービスコード抜粋（A2）】

1単位は10.7円

サービス内容略称	対象者	回数	算定単位
訪問型独自サービスⅠ	事業対象者、 要支援1・2	週1回程度	1月につき1,168単位
訪問型独自サービスⅡ	事業対象者、 要支援1・2	週2回程度	1月につき2,335単位
訪問型独自サービスⅢ	事業対象者、 要支援2	週2回を超える程度	1月につき3,704単位
訪問型独自サービス・回数 （仮称）	事業対象者、 要支援1・2	—	1回につき266単位

- ▶月途中の「①利用開始」「②利用終了」「③入院による利用中断」「④退院による利用再開」の場合に限り、利用者に不利益が生じないようにするため、出来高単位を設定します。
- ▶初回加算・処遇改善加算等の加算・減算は現行と同一のものが設定されています。

5-3. 訪問型サービス

【2】訪問型サービスⅡ（基準緩和）

- ▶ 現行の介護予防訪問介護との違いは、「一定の研修受講者」によるサービス提供です。
- ▶ 老計10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の家事援助のサービスです。
- ▶ 訪問介護事業所が併設して行うには、介護給付・現行相当の利用者を合わせて基準を満たす必要があります。

【サービスコード抜粋（A3）】

1単位は10.7円

サービス内容略称	対象者	回数	算定単位
訪問型基準緩和サービスⅠ （仮称）	事業対象者、 要支援1・2	週1回程度	1月につき876単位
訪問型基準緩和サービスⅡ （仮称）	事業対象者、 要支援1・2	週2回程度	1月につき1,751単位
訪問型基準緩和サービスⅢ （仮称）	事業対象者、 要支援2	週2回を超える程度	1月につき2,778単位
訪問型基準緩和サービス・ 回数（仮称）	事業対象者、 要支援1・2	—	1回につき201単位

- ▶ 月途中の「①利用開始」「②利用終了」「③入院による利用中断」「④退院による利用再開」の場合に限り、利用者に不利益が生じないようにするため、出来高単位を設定します。
- ▶ 加算は設けませんが、同一建物減算は設けます。

5-4. 訪問型サービス

【3】訪問型サービスⅢ（シルバー人材センター）

- ▶内容 堺市シルバー人材センターが行っている、福祉・家事援助サービス（掃除・洗濯・調理・買い物・通院介助など）
- ▶サービス提供者 公益社団法人堺市シルバー人材センターのみ
- ▶利用回数 週1～2回
- ▶サービス時間 1回60分まで
- ▶報酬 1回〇〇円（1,000円以上で検討）
- ▶利用者負担 1回〇〇円（所得により、200～400円程度で検討）

【4】訪問型サービスⅣ（ボランティア主体）

- ▶内容 ボランティアなどによる掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助（サービス提供者により、内容が異なる）
- ▶サービス提供者 本サービスに認定された団体
- ▶利用回数 週1～2回を目途（サービス提供者により対応できる範囲は異なる）
- ▶サービス時間 1回60分までを目途（サービス提供者により対応できる範囲は異なる）
- ▶助成要件 1月の利用者が実10人以上（ケアプラン対象者と提供者の独自サービス利用者を含めた人数）おり、ケアプラン対象者を受け入れること
- ▶助成額 基本額…1月20,000円
加算額…ケアプラン対象者が5～9人 1月5,000円
…ケアプラン対象者が10人～ 1月10,000円
- ▶利用者負担 サービス提供者が定める額

一定の研修（検討中の内容）

- ▶内容 生活援助のサービスを提供する際の基本的考え方や高齢者への理解、人権など
- ▶時間 2日間（1日6時間）程度

6-1. 通所型サービス

※各サービスの併用不可

		通所型サービスⅠ (現行相当)	通所型サービスⅡ (基準緩和)	通所型サービスⅢ (機能訓練特化型)	通所型サービスⅣ (ボランティア主体)
サービス内容		機能訓練、レクリエーション、送迎等	機能訓練、レクリエーション等	専門職による短時間・短期間の機能訓練	運動、交流、会食、居場所作り等
対象者		要支援者、事業対象者			要支援者、事業対象者
人員等	管理者	常勤・専従1以上	専従1以上(介護・福祉・医療の有資格者、一定の研修受講者)	1以上	1以上(介護・福祉・医療の有資格者、一定の研修受講者)
	従事者	資格要件:なし 従事者:利用定員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上	資格要件:なし 従事者:利用定員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に必要数	資格要件:機能訓練指導員 健康運動指導士 など 従事者:利用定員 10人に対して1人以上	資格要件:なし 従事者:必要数
	生活相談員	1以上	-	-	-
	看護職員	1以上	-	-	-
	機能訓練員	1以上	-	-	-
設備	3㎡×利用定員以上 など	3㎡×利用定員以上 など	3㎡×利用定員以上 など	サービスに必要な場所 など	
運営	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 運営規定等の説明、同意 提供拒否の禁止 従業者の健康状態の管理 秘密保持、事故発生時の対応など 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、個別サービス計画の作成 従業者の健康状態の管理 秘密保持、事故発生時の対応など 	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 従業者の健康状態の管理 秘密保持、事故発生時の対応など 	<ul style="list-style-type: none"> 従業者の健康状態の管理 秘密保持、事故発生時の対応など 	
サービス提供者	予防通所介護の指定事業者	本サービスの指定事業者	本サービスに認定された事業者	本サービスに認定された団体	
報酬	予防通所介護と同じ	現行相当75%(加算を含む)	1回〇〇円	1月定額の助成	
利用者負担	介護給付と同じ(所得に応じ、1割または2割)			1回〇〇円	提供者が定めた額
限度額管理	あり			—	
請求・支払	国保連経由で審査・支払			市で審査・支払	市で審査・支払

6-2. 通所型サービス

【1】通所型サービス I (現行相当)

- ▶指定基準・サービス内容等は、現行の介護予防通所介護と同一です。
- ▶平成29年4月サービス提供分から、国保連に請求するサービスコードが変更となります。(65→A6)

【サービスコード抜粋 (A6)】

1単位は10.45円

サービス内容略称	対象者	回数	算定単位
通所型独自サービス 1	事業対象者、 要支援 1	週 1 回程度	1 月につき 1,647 単位
通所型独自サービス 2	事業対象者、 要支援 2	週 2 回程度	1 月につき 3,377 単位
通所型独自サービス 3 (仮称)	要支援 2	週 1 回程度	1 月につき 1,647 単位
通所型独自サービス・回数 (仮称)	事業対象者、 要支援 1・2	—	1 回につき 378 単位

- ▶現行の介護予防通所介護では、要支援 2 の方は、週 2 回程度の 3,377 単位しか選択できませんでしたが、総合事業では独自コードを設定し、週 1 回程度の 1,647 単位を選択できるようにします。
- ▶月途中の「①利用開始」「②利用終了」「③入院による利用中断」「④退院による利用再開」の場合に限り、利用者に不利益が生じないようにするため、出来高単位を設定します。
- ▶運動器機能向上加算・処遇改善加算等の加算・減算は現行と同一のものが設定されています。

6-3. 通所型サービス

【1】通所型サービスⅡ（基準緩和）

- ▶ 現行の介護予防通所介護との違いは、生活相談員・看護職員・機能訓練指導員が不要なことです。
- ▶ 通所介護事業所が併設して行うには、介護給付・現行相当の利用者を合わせて基準を満たす必要があります。

【送迎加算】 現行の同一建物減算 376単位(×75%=282単位)
⇒片道1回あたり、47単位(×75%=35単位)

【入浴加算】 送迎片道と同じ

【サービスコード抜粋 (A7)】 1単位は10.45円

サービス内容略称	対象者	回数	算定単位	
通所型基準緩和サービス1 (仮称)	事業対象者、 要支援1・2	週1回程度	(基本単位) 1月につき 812単位	合計1,235単位 (現行相当の75%)
			(送迎加算) 1月につき 282単位	
			(入浴加算) 1月につき 141単位	
通所型基準緩和サービス2 (仮称)	事業対象者、 要支援2	週2回程度	(基本単位) 1月につき 1,686単位	合計2,532単位 (現行相当の75%)
			(送迎加算) 1月につき 564単位	
			(入浴加算) 1月につき 282単位	
通所型基準緩和サービス・ 回数(仮称)	事業対象者、 要支援1・2	—	(基本単位) 1回につき 179単位	合計284単位 (現行相当の75%)
			(送迎加算) 往復 70単位(片道35単位)	
			(入浴加算) 1回につき 35単位	

- ▶ 月途中の「①利用開始」「②利用終了」「③入院による利用中断」「④退院による利用再開」の場合に限り、利用者に不利益が生じないようにするため、出来高単位を設定します。
- ▶ 上記以外の加算・減算は設けません。

6-4. 通所型サービス

【3】通所型サービスⅢ（機能訓練特化型）

- ▶内容 専門職による短時間・短期間の運動機能訓練を中心としたサービス
- ▶サービス提供者 本サービスに認定された事業者
- ▶提供者の要件 運動機能訓練に実績があり、本サービス終了後に利用できる独自のサービスを提供すること。
- ▶利用回数 週1～2回
- ▶サービス期間 3ヶ月間、1回のみ延長可（最長6ヶ月）
- ▶サービス時間 1回2～3時間
- ▶報酬 1回〇〇円（送迎ありの場合〇〇円）
- ▶利用者負担 1回〇〇円（送迎ありの場合〇〇円）

現行相当378単位から送迎94単位・入浴47単位を引くと、237単位(1単位10.45円)を基本に検討

【4】通所型サービスⅣ（ボランティア主体）

- ▶内容 ボランティアなどによる運動、交流、会食、居場所作りなどを行うサロン（サービス提供者により、内容が異なる）
- ▶サービス提供者 本サービスに認定された団体
- ▶利用回数 週1～2回を目途（サービス提供者により対応できる範囲は異なる）
- ▶サービス時間 1回半日を目途（サービス提供者により対応できる範囲は異なる）
- ▶助成要件 週3回以上開催し、1月の利用者が実10人以上（ケアプラン対象者と提供者の独自サービス利用者を合わせた人数）おり、ケアプラン対象者を受け入れること
- ▶助成額 基本額…1月20,000円
加算額…ケアプラン対象者が5～9人 1月5,000円
…ケアプラン対象者が10人～ 1月10,000円
- ▶利用者負担 サービス提供者が定める額

7. 事業所指定（訪問型サービスⅠ・通所型サービスⅠ）

①27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業者

27年4月1日に総合事業（現行相当サービス）の指定を受けたものとみなされています。指定の有効期間は、30年3月31日までです。

※みなし指定は、全市町村に効力が及びます。

堺市独自のみなし指定の延長（訪問介護・通所介護の指定期間まで）を検討します。

②27年4月1日から29年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者

27年4月以降に指定された事業者については、みなし指定の対象になりません。29年3月31日までの申請により29年4月1日に訪問型サービスⅠ（現行相当）・通所型サービスⅠ（現行相当）の指定を行います。

指定の有効期間の満了日は、訪問介護・通所介護の指定の有効期間の満了日と同日とします。

堺市独自のみなし指定（訪問介護・通所介護の指定期間まで）を検討します。

③29年4月1日からの訪問型サービスⅠ・通所型サービスⅠの指定

訪問介護・通所介護の指定を受ける事業者からの申請により、訪問介護の指定事業者は訪問型サービスⅠ、通所介護の指定事業者は通所型サービスⅠの指定を併せて受けることができるよう手続きを行います。

指定の有効期間の満了日は、訪問介護・通所介護の指定の有効期間の満了日と同日とします。

8-1. ケアマネジメント

【1】ケアマネジメントの種類

①介護予防支援、②ケアマネジメントA（従来型）、③ケアマネジメントC（初回型）を実施します。

予防給付（訪問看護、福祉用具など）の利用者は、
現行の『介護予防支援』でケアマネジメントを行います。

▶現行の『介護予防支援』

→ 利用するサービスが「予防給付のみ」又は「予防給付＋総合事業」

▶総合事業の『介護予防ケアマネジメント』

→ 利用するサービスが「総合事業のみ」

※ ただし、『介護予防支援』と『ケアマネジメントA（従来型）』は同一の基準・内容です。
サービスコードのみ異なります。（介護予防支援 → 46 ケアマネジメントA → AF）

▶国は、ケアマネジメントB（サービス担当者会議・モニタリングを省略できる簡略化したケアマネジメント）を示していますが、堺市では当面実施しません。

【2】ケアマネジメント業務の委託

▶現行の介護予防支援と同様に、地域包括支援センターが実施し、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託できます。

※ 例外があります。（次項参照）

▶居宅介護支援事業所がケアマネジメント業務を受託する場合は、地域包括支援センターと委託契約を締結する必要があります。（堺市社会福祉協議会 包括支援センター統括課が契約を代行）

現に「介護予防サービス計画原案作成委託契約」を締結している事業所は、契約の再締結を行わずにケアマネジメント業務を行っていただけるよう、手続きを検討します。

8-2. ケアマネジメント

1単位は10.7円

		介護予防支援	ケアマネジメントA (従来型)	ケアマネジメントC (初回型)
内容		利用者自身が目標達成に向けサービスを利用するとともに、定期的に利用者の状態を把握し、サービス調整等を行う。	左記と同様	サービス開始時のみケアマネジメントを行い、利用者自身が目標達成に向けサービスを利用する。
流れ		アセスメント →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 →サービス利用開始 →モニタリング	左記と同様	アセスメント →ケアマネジメント結果案作成 →利用者への説明・同意 →サービス提供者への説明・送付 →サービス利用開始 →モニタリング(おおむね3ヶ月後に1回) ※必要に応じ、その後の状況を把握
利用サービス		予防給付	訪問型サービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ 通所型サービスのⅠ・Ⅱ	訪問型サービスⅣ、通所型サービスⅢ・Ⅳ 一般介護予防事業
対象者		要支援者	要支援者、事業対象者	要支援者、事業対象者
報酬	開始月	730単位(内、初回加算300単位)	730単位(内、初回加算300単位)	730単位(内、初回加算300単位) ※3ヶ月後のモニタリングを含めた単位
	2月目以降	430単位	430単位	原則なし(再度ケアマネジメントを行った場合:430単位)
請求・支払		国保連経由で審査・支払	左記と同様	市で審査・支払
サービスコード		46	AF	—
委託		可	可(※1)	不可(※2)

予防給付

総合事業

※1 ケアマネジメントAのうち新規の事業対象者のケアマネジメントは、平成29年度当初(3~6ヶ月程度)は地域包括支援センターで実施します。事業対象者の状態像や適切なサービスなどを把握できてから委託を開始します。

※2 ケアマネジメントCは、当面の間は地域包括支援センターで実施します。

9. その他

【1】生活支援サービス

平成29年度は、総合事業の円滑な実施に重点を置くため、生活支援サービスは実施せず、堺市の総合事業の運営状況や他市の取り組みを鑑みながら検討していきます。

	配食	見守り	その他(自立支援に資する生活支援)
現在の堺市の取組	民間サービスを活用 ※市として事業は実施していない	地域のつながりハート事業(お元気ですか訪問活動) ※地域のつながり事業ハート事業は、一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業で実施予定	-
総合事業に向けた検討	右記の「見守り」で検討 (国通知により、配食の食材費・調理費は本人負担 → 見守りに係る経費を市が負担することになるため)	多様な主体の活用を検討	協議体を運営していくなかで検討

【2】一般介護予防事業

平成29年度は、下記表の「現在の堺市の取組」の事業を行っていくことを基本とし、堺市の総合事業の運営状況や他市の取り組みを鑑みながら充実・改善などを検討していきます。

	介護予防把握事業	介護予防普及啓発事業	地域介護予防活動支援事業	地域リハビリテーション活動支援事業
現在の堺市の取組	保健センターによる、うつ・閉じこもり訪問、要介護認定非該当者訪問	げんきあっぷ教室 複合型介護予防教室 介護予防健康教室	自主運動グループ支援 地域のつながりハート事業	出前型げんきあっぷ教室(運動指導士等の派遣) 保健センターによる支援
総合事業に向けた検討	現在の事業内容を基本に検討			